

(1) 基本理念

- ・いじめや暴力は、絶対に許されない行為であることを明確に児童に示し、意図的・計画的な人権教育、及び道德教育を行う。
- ・いじめ防止に向けた教員の研修を行い、いじめに向かわせない学校空間、人間関係を築くようにする。
- ・いじめは、どこにでも、どの子にもあり得る行為であることを念頭におき、日ごろの児童の様子を十分に把握し、情報を交換しながら、学校全体で未然防止や早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめの芽と捉えたことには、小さくとも見過ごさず、保護者や教育委員会・関係諸機関とも連携し、学校全体で対応に当たる。

(2) 組織

- ・いじめ防止対策委員会がいじめ防止対策に当たるものとし、未然防止計画、情報の集約並びに教職員や関係諸機関に対する情報の発信を行い、対応を検討する。
- ・日常の児童の実態把握については、休み時間は看護当番が巡回を行うことを始めとし、登校時から放課後まで全ての教職員が全児童に対し注意の眼を向けていく。そして、いじめと認知する行為については直ちに対策委員会に報告する。
- ・児童への聞き取り調査や、児童の相談先としてスクールカウンセラーを活用する。

(3) 未然防止のための取組

- ・児童のいじめ防止に対する意識を育てるために、人権尊重教育、道德教育、情報モラル教育等を充実させる。
- ・思いやりの心や連帯感を育てるために、特色を生かした教育活動の一つである縦割り班活動を充実させる。
- ・児童をいじめに向かわせないために、教員のいじめに対する問題意識や人権感覚を磨き、学級経営力の向上に向けた研修を行う。
- ・児童をいじめに向かわせないために、保護者・地域と連携し、信頼と心が安らぐ関係や場を築く。
- ・児童のいじめ防止に対する意識を向上させるために、いじめに関する授業の実施や言葉の暴力撲滅を生活指導の月目標で扱うほか、児童会でも話し合わせる。

(4) 早期発見のための取組

- ・6月、11月、2月のふれあい月間を活用し、児童全員に向けたアンケート及びそれに伴う聞き取りの調査を実施する。
- ・hyper・QUの調査結果をもとに、要支援群や学級満足度の低い児童への個別対応を行う。
- ・5年生全児童に対するスクールカウンセラーの面談の実施などを通して、児童の心の変化を察知し、迅速に対応できる組織体制を構築する。(場合によっては、他学年にも面談を行う。)
- ・生活指導夕会での情報交換により共通理解を図り、全児童に対してきめ細かな見守りや言葉かけを全教職員で行っていく。
- ・保護者や地域の諸機関(子ども広場・児童館・民生児童委員など)と連携し、スクールカウンセラーの紹介や情報交換を行う。

(5) 早期対応のための取組

- ・把握した情報に対し、直ぐに対策委員会を開き対応を検討・決定する。
- ・被害児童に対しては、安全確保のために学校全体で情報を共有し、ただちに対策会議を行うとともに、言葉かけや見守りを行うとともにスクールカウンセラーなどを活用した心のケアを行う。また、登下校についても付き添い等を実施する。
- ・被害児童の保護者に対しても、情報共有し、対応について共通理解する。
- ・加害児童に対しては、ただちに「いじめは許されない行為であること」を指導する。また、学校全体で組織的・継続的な指導と観察を行う。また、スクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
- ・加害児童の保護者に対しても、情報共有と共に必要な場合は指導を行い、スクールカウンセラーなどを活用した心のケアを行う。
- ・いじめを伝えた児童に対しても、安全を確保するために、言葉かけや見守り等の取組を徹底するとともに周りの児童への指導を行い、一定期間継続させる。
- ・教育委員会への報告並びに関係諸機関へ連携・協力を求める。
- ・家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、保護者に対し説明を行い、協力を求める。
- ・被害児童ばかりでなく、周囲の児童も多くの人に見守られていることを実感できるようにするため、PTA や主任児童及び民生・児童委員などによる登下校時・放課後の見守りなどを実施する。

(6) 重大事態への対応

- ・重大ないじめであることを管理職が認識した場合、迅速に区教委に報告し、区教委の指示のもと、当該児童及び、保護者等への対応を進める。
- ・自殺など最悪のケースを回避するため、被害児童に対し、関係機関による保護、長・中期的にスクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応に向けた取組を実施する。
- ・被害児童の保護者に対しても、スクールカウンセラーなどを活用したケアを行う。
- ・被害児童が安心して学校生活を送れる環境を確保するため、加害児童に対し、別室での学習の実施、場面に応じて警察への相談・通報、懲戒や出席停止などの実施をする。
- ・加害児童とその保護者に対し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用したケアを行う。
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関等、関係諸機関との連携、都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用を行う。
- ・区教委の指示のもと、いじめ対策緊急保護者会を開催し、理解と協力を求める。
- ・地域協働学校として地域関係機関にも連携・協力を求め、場合によっては地域一体となった対策を取る。重大事態においては、間断なく見守る必要があるため、民生・児童委員などに連携・協力を求める。
- ・いじめ防止対策推進法に基づく調査・再調査に協力する。

(7) 学校評価

- ・学校評価を活用し、学校のいじめ防止等の取組について評価を行い、改善を図る。

いじめ防止対応実施計画

未然防止

○いじめに関する校内研修の実施

- ・6月：いじめについての定義を改めて確認する。児童一人一人の実態を全教職員が把握し、一人一人に応じた対応について共通理解を図る。
- ・7月：カウンセラーによる加害児童の心理、被害児童の心理と行動についての研修を行う。

○児童のいじめ防止に対する意識を醸成するための取組

- ・全校朝会等でいじめについての講話を行う。
- ・6月・11月：言葉の暴力撲滅に向けた取組を生活目標の中で行う。
- ・11月：「いじめに関する授業」をふれあい月間の中で実施する。
- ・12月：人権週間において、講話や標語作りなどの取組を行う。

○いじめに向かわせないための取組

- ・道徳の時間や情報モラルの授業も含め、年間を通して日々の学習の充実を図る。
- ・おもいやり的心や連帯感を育むために、年間を通して縦割り班の活動（全校遠足、毎月の班遊び、縦割り班でのあいさつ運動、地域清掃活動）を行う。
- ・顔を合わせての交流を通して互いに尊重し合う心を育むために、代表委員会を中心としたあいさつ運動を展開する。
- ・6月、11月、2月のふれあい月間に合わせて、健やかな心を育むために読書旬間・親子読書週間を設ける。また、あいさつの励行を目指し、たてわり班ごとに朝8時から校門であいさつ運動を実施する。

○「学校サポートチーム」との連絡会議の開催。

○年2回の **hyper-QU** を活用し、安定した学級経営を行う。

早期発見

○個人面談の活用。

○スクールカウンセラーによる 5 年児童の全員面接（場合に応じ、他学年児童も実施）。

○ふれあい月間（6月・11月・2月）を活用した「いじめ実態調査」の実施・分析・活用。

○教職員の児童観察等により把握した情報交換に基づく実態把握。

○外部評価によるアンケートの実施と聞き取り。

○**hyper-QU** による分析、診断。

早期対応

○対策委員会の招集、情報の交換や対応の決定、全教職員による共通理解、関係機関との連携。

○被害児童・保護者に対する心のケア。

○加害児童に対する組織的・継続的な観察、指導や保護者との連携。

○保護者・地域による登下校時の見守り。

○**hyper-QU** の分析により、いじめの可能性のある児童に対する個別指導を行う。

重大事態への対応

○区教委への報告。

○対策委員会の招集、情報の交換や対応の決定、全教職員による共通理解、関係機関との連携。

○被害児童に対する関係機関による保護と加害児童等への指導、対応。

○警察への通報、相談、対応。

○いじめ対策緊急保護者会の開催。

組織図

いじめ防止対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

